

〈二〇二二年度学部卒業論文の概要〉

「表現の自由」の現代的課題

金 俣 愿

本論文では、現代社会における「表現の自由」概念が有する曖昧さの所以を「自由」概念そのものに関する絶対的な合意の不在に見出し、検閲と嫌悪表現（ヘイト・スピーチ）の放任を両極端とする現代の表現環境をいかにして改善し得るかについて考察を行った。現代社会に適用可能な「表現の自由」の範囲設定という課題を明らかにするために用いた方法は以下の通りである。まず、カントとミルによって打ち立てられた近代的な「自由」概念の基礎づけを二つの章において検討した。続いて、両者が有する妥当性と現代社会に当てはめた際の限界を踏まえたうえで、近代に由来する「人間性」の理念が現代においてもなお考慮されるべき倫理的価値であるという主張を展開した。

第一章は「現代批判のためのカント哲学」と題し、カントの擁護した「自由」が特定の時代や場所に限定されない「人類全体」に妥当する普遍的理念であること（したがって、現代にお

ける「自由」の範囲を問う際にも有効な論点を含むということ）を確認する作業を行った。まず、論文「啓蒙とは何か」でカントの啓蒙思想にあらわれる「言論の自由」が、彼の道徳哲学において根拠づけられる「理性的な自由」に基づく概念であることを論じた。カントにおける「理性的な自由」がいかなるものであるかに関しては「道徳形而上学の基礎づけ」の議論を参照しつつ解説を試みた。本論文では、あらゆる理性的存在者の自律を可能ならしめる理性的な法則が「道徳法則」であるというカントの論証に焦点を当て、「理性的な自由」がすなわち「道徳的な自由」であること、さらに言えば、道徳法則の下に置かれているあらゆる人間の人間性がそれ自体として尊重されるべきであって、決して単なる手段としてのみ扱われてはならないという「人間の道具化禁止」の命法が、「言論の自由」を含めた「理性的存在者としての人間の自由」の前提となるべきであることを論じた。

第二章では、ミルの『自由論』において展開された「表現の自由市場論」の解釈を通して、人間の不完全性および発展可能性に基づく他者への尊重の義務を明らかにした。本論文は、ミルが「表現の自由」の最大限の保障を唱えた理由である「最大限の社会的効用」が社会成員の「幸福の促進」と「危害の防止」によって成り立つ点、さらに、幸福の実現は「個性の発揮」による個人の成長によって可能であると主張される点に注目し、ミルの提唱した「危害原則」によって禁止されるところのものは「他者の個性の自由な発展を妨げること」であり、逆

に当の原則によって擁護される場所は「社会のあらゆる成員による個性の自由な発展」およびその結果としての「より確かな真理への接近」であると結論した。ミルの議論の基づくならば、例えば、現代におけるヘイト・スピーチは「単なる好き嫌いをあたかも真理であるかのように主張し、それによって他者の自由な成長に害をもたらす」ものとして、道徳的非難に値する行為と判定できる。

第三章では、先の二つの章において検討された近代的な「表現の自由」論が、現代特有の変化した表現環境の中でいかなる意義を持ち得るのかについて論じた。第一に、メディアの技術的発達およびグローバル化による表現環境の複雑化および価値の多元化のため、「表現の自由」を優先的な価値として認めたり、反対に表現行為に対する一定の法的規制を設ける根拠が希薄になりつつある。第二に、表現行為における「公私」の区分が曖昧になり、コミュニケーションの機会の平等とともに検証されていないコンテンツの量産という問題が台頭している。第三に、コンテンツ間の競争が促されるメディア環境の中では、情報の発信者が自らを「商品化」することが暗黙のうち推奨され、結果として人間の道具化現象が著しくなった。こうした状況に対して、第一章および第二章で検討された近代的な「表現の自由」擁護論は「人間の尊重に基づく表現環境」を目指すべきであるという課題を示唆していると考えられる。というのは、本論文が導き出したカントとミルの自由論の共通項は「理性をもって社会の改善を構想し、その理念に向

けて努力し得る存在としての人間」であり、こうした人間理解はたとえ単なる理念にとどまろうとも、個々人の主観的な行為原理や一般的な教育、法体制などの根幹となるにふさわしいと考えられるからである。

世界市民概念と平和の問題

山下航

本論文の中心的な課題は戦争をはじめとした権利侵害という諸問題の原因をナシヨナリズムに見たうえで、そうした問題を解決し「永遠平和」への可能性を確保するために多層性のある「世界市民」概念の細やかな内容並びにその意義を捉えだすことである。

第一章ではアーネスト・ゲルナー「民族とナシヨナリズム」を参照しナシヨナリズムを用意したものと近代産業社会の成立の条件である国民国家を挙げた。近代国家の中央集権的な教育制度と結びつくナシヨナリズムから抜け出すことは困難ではあるものの、古代ギリシア・ローマ以来のパトリオティズムの概念にその可能性を見定めた。

第二章では、パトリオティズムとの両立が不可能であるという批判が投げかけられていた「世界市民」という人間の在り方の意義をカント哲学に依拠し論じた。具体的には『判断力批判』における「悟性の三つの格率」を踏まえて「世界市民」が、単に自らの私的な生活における関心にのみ囚われるのでは

なく、自分自身の悟性を自分で多元的に使用し世界で生じている諸問題に対し、理性的に首尾一貫して考え、時には意見を公表する存在であることを明らかにした。

そのうえでパトリオティズムと「世界市民」とが合致する点を理念としての共和制において立法権を担う市民の義務の遂行に見出した。立法権を担う市民の役割は共和制にとって不可欠であるため、市民にはその生活する地のみ負う特別の義務があり、それがパトリオティズムに他ならないのである。パトリオティズムとも両立し人類の権利を擁護し「永遠平和」の実現へと努力し得る新たな「世界市民」概念が結論として得られた。

第三章ではその保障に努めるべき権利の根拠、並びにその権利をすべての人に等しく保障する体制をカント哲学に立脚し論じた。人間の有する諸権利は道徳法則に由来する唯一生得的な権利、つまりは人間性の権利に基づくものである。このような権利を完全に保障することこそカントが「永遠平和」と呼ぶ状態である。「永遠平和」のためには市民の統合した意志である立法権が執行権並びに裁判権と分離されている共和的国家の設立が必要になる。しかしながら、仮に一国において共和制が設立されたとしても、国家間の関係は依然として自然状態のままであるため国家間の関係もまた法的状態に移行しなければならぬ。カントが構想した法的な国家関係は国際連盟であり、そこにおいて諸国家は互いに平等な関係にあり、国家間で生じた権利の問題は戦争によってではなく、国家間の会議によって解決される。

世界市民法／権を考えることなしに「永遠平和」は達成され得ないとするところにカント哲学の特徴がある。国家に属さないような商人や難民といった人の権利や、国家と個人の間で生じる権利と義務とをめぐる問題は国家法でも国際法でも保障の対象にはならず、また考えることもできない。したがって、個人も国家も「一道徳的人格」として見て、それらの関係における権利と義務とを問題にする世界市民法／権を論じる必要がある。この権利は世界のあらゆる場所を人間は訪れることができるというものである。世界市民法／権は国家に対し、難民といった他国への訪問の可否が命を左右する場合には義務としてその人を入国させなければならないことを教え、個人に対しては訪れた地において住民の権利を侵害するような敵対的な行為をしてはならず、そこに定住するためには新たな契約を必要とすることを教える。

また本論文ではカントの世界市民権概念の意義をピトリアの権利論との対比から見出した。ピトリアの権利論は各人にあらゆる地を訪問するだけでなく定住することをも認めたことでスペイン人の植民地支配を正当化する余地を与えている一方で、世界市民権を訪問の権利にとどめたカントの見解は断固として植民地支配を許さず、「永遠平和」の条件となっていると結論付けた。

第四章では「永遠平和」を「自然」概念によって「保証」するカントの行論を検討した。カントは人間の傾向性である「非社会的社交性」が人間をして「国家法」、「国際法」、「世界市民

法」という三つの公法を完全に実現せしめることが可能であると論じている。戦争や権利侵害が勃興する状況においてはしばしば完全な平和が実現するという兆しすら見出すことが困難になるが、そのような状況にあっても永遠平和の実現に向けた我々の努力を支えるものとして、カントの保証論を意義づけることができるかと論じた。

他方、本論文では不十分のみ扱った『道徳形而上学』における詳細な議論やカントにおける世界市民概念と彼の道徳哲学との関係についての検討が今後の課題となった。